

青梅市の組織ぐるみによる悪質異常な情報公開に関する陳情

趣 意

1. 令4.8.24個人情報情報を悪用した情報公開請求と妨害する脅迫文「青森市職員
の何者かにより2自宅まで郵送され、脅迫を受けました。(人生は短い経験がす)
極め2卑劣な公務員にあるまじき行為であり、また、前代未聞の事件です。(逆かいう
ところが、青森市は懲戒処分には該当する行為であるにもかかわらず、不十分でパリン
(対象者は管理職以上と考える。)を実施したのみで、行った者は特定できなかつたと回答し
た以降、事件は終ったとの姿勢(総務部長談)で、様子を伺うと困る」といふことかと思え
るところです。
その結果、未解決の3年を経過しました。しかも行った者は、今も善良な職員の中に
潜んでいると云う。
以上のような異常な状況下で、公平公正な情報公開の市政が行えますか？
2. 令5.11.15付け市長名による「公文書の保存期間満了廃棄物のため不存理由と
懲戒処分基準にかかると公文書」の不存通知書が郵送されました。
調査したところ、当該公文書は、基準ファイルでは「永久保存」の取扱いとされているが
り、既に実在することが判明しました。
これに対し、市長は、総務部長から轄て報告を受けており、不存にについては、一部の内容
に金書誤があったことを確認したと言明。1年6ヶ月、以上経過しても未だに適切な
対応が行われていないと大変残念です。総務部長等の報告が限定的(正確には限定的、
断じて「錯誤」ではありません。公開と妨害するたの、故意に虚偽の公文書」を
作成、立券(人事研修係長)し、青森市懲戒分限審査会(以下「審査会」といふ。)の委員である
職員課長と総務部長が出席した「組織ぐるみ」の悪策、異常な行為であると明記す。
また、端に決断にあって、文書改訂保存等の合議も行ったという以上、金書誤はありせん。
上記1(脅迫)および2(虚偽の不存通知)に入り、市長への手紙(以下「手紙」といふ。)を介し、
再三再四改善等説明を求めるところです。説明は回答も殆んどありません。
市長は、総務部長の報告を受け、回答すべきではあるとおぼえ、認識し、
説明にしています。上記のとおり、殆んどありません。おかしなところ。
手紙について、回答します。と市長は、教訓(公利)としていふに「回答しない、
予有する決裁(副市長・市長)が行われ内部処理されている以上、市長はこれに依るものと認
識しているのか？」予有する決裁は、令5.6.30以降から行われており、現在も継続しています。
なお、この対応は、他の市庁舎の手紙では行われておらず、特定の方、に対する差別的扱、
また、上記2の審査会の委員(委員長)であり、回答しないとする処理と始めた時(総務部)
の当事者であった副市長、適切な指示等を行うべき決裁にいたることは驚くべきことです。
副市長は、委員長とされている者です。その責任は、市長に帰属しています。
以上のとおり、青森市政における情報公開は極めて悪質異常です。情報公開におけ
る公正、公平および信頼性は、失墜しています。市民等は不幸です。
是等、実効ある正しい情報公開が行われ、原因の究明と改善並びに
適切な再発防止対策を講ずるよう、青森市長に要請するよう陳情いたします。

上記のとおり陳情いたします。

令和7年11月27日

青梅市議会議長 山崎 勝 殷

7.11.27